

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、届書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理・事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査及びその他の法定受託事務を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格管理・日本年金機構(年金事務所)への異動報告、所得情報提供の進達事務 <p>国民年金に関する事務について具体的な事務は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・転入、転出等の住民異動に伴う被保険者資格の取得、喪失、異動・20歳到達による資格取得、60歳到達による資格喪失・年金事務所へ被保険者の異動を報告・年金事務所へ被保険者と世帯員の所得情報を送付・免除申請の受付、及び事実の審査
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・Acrocity(住民情報 国民年金)・Acrocity標準仕様対応版(住民情報 国民年金)・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用時に関する法律別表の主務省令で定める命令第24条の2及び第3号項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
無し	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けた際は、記載されたマイナンバーに間違いがないか等複数人で確認し、郵送する時は宛先を確認し、簡易書留で送付。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管し、厳重に管理している。 特定個人情報を含む書類は誤って破棄しないよう廃棄する際は複数人で確認作業を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	町民生活課 国民年金係	町民生活課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 (項目内容変更)	町民生活課長名	町民生活課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 町民生活課 国民年金係	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和7年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民年金 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	・Acrocity(住民情報 国民年金) ・Acrocity標準仕様対応版(住民情報 国民年金) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバー	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項	・番号法第9条第1項、別表第46の項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二47、48、49、50の項 ※厚生労働省年金局(H26年10月15日事務連絡)資料より 【個人番号を利用する年金事務(市町村が情報提供するもの)参考表2] 別表第二第50の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用時に関する法律別表の主務省令で定める命令第24条の2及び第3号項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 092-976-1111	・名称:久山町役場 町民生活課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	事後	様式変更に伴い人手を介在させる作業を追加
令和7年10月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更に伴い最も優先度が高いと考えられる対策を追加